

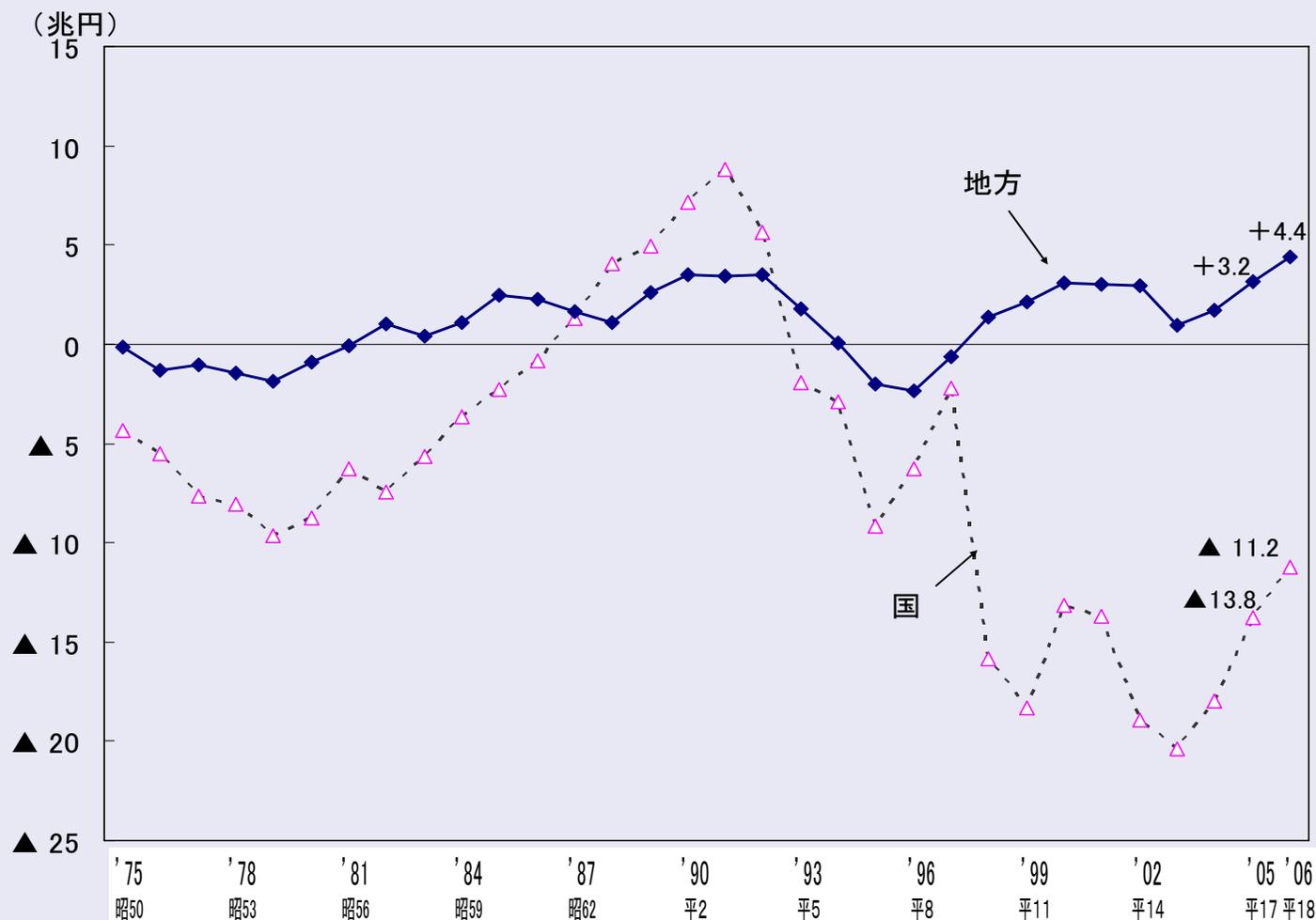
# 平成18年度政府予算案 に関する所見(参考資料)

土居 丈朗

慶應義塾大学経済学部助教授

<http://www.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

# 基礎的財政収支の推移

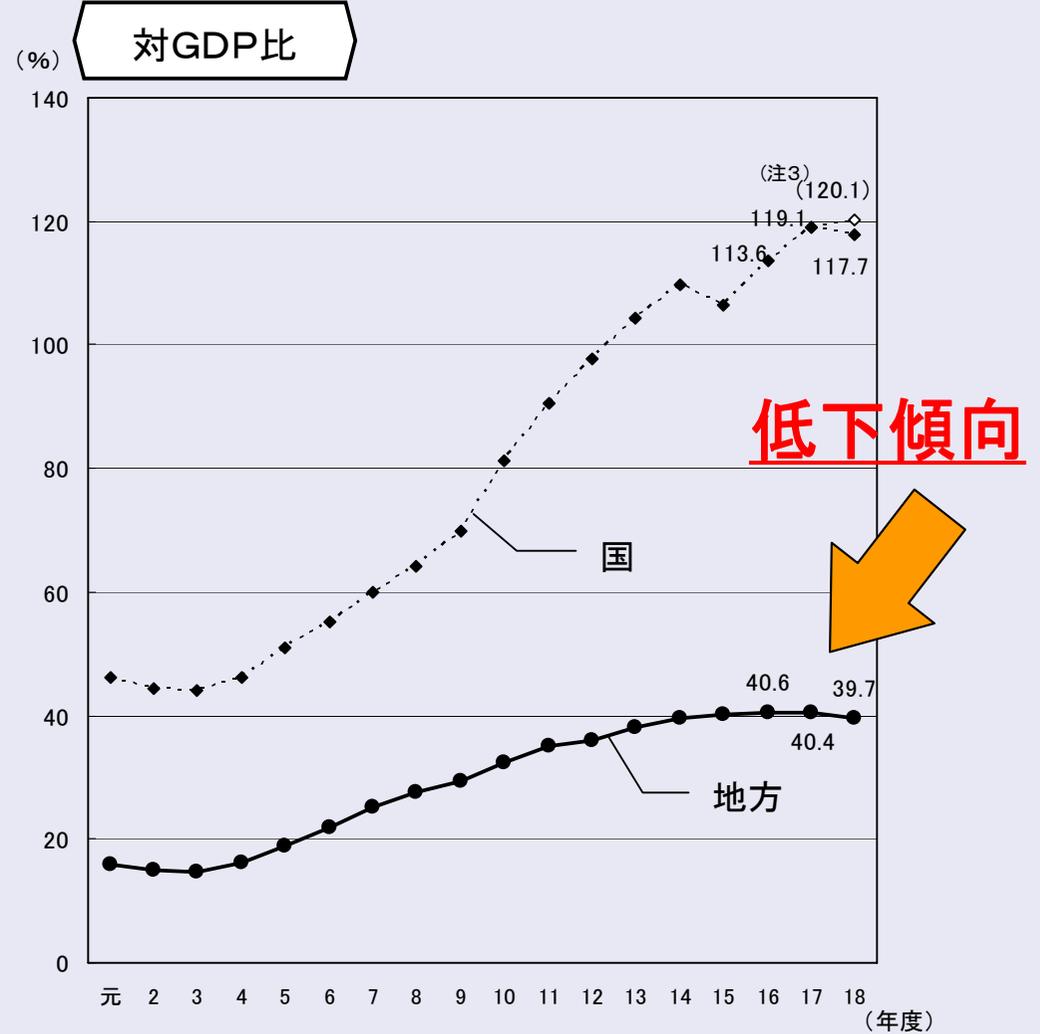
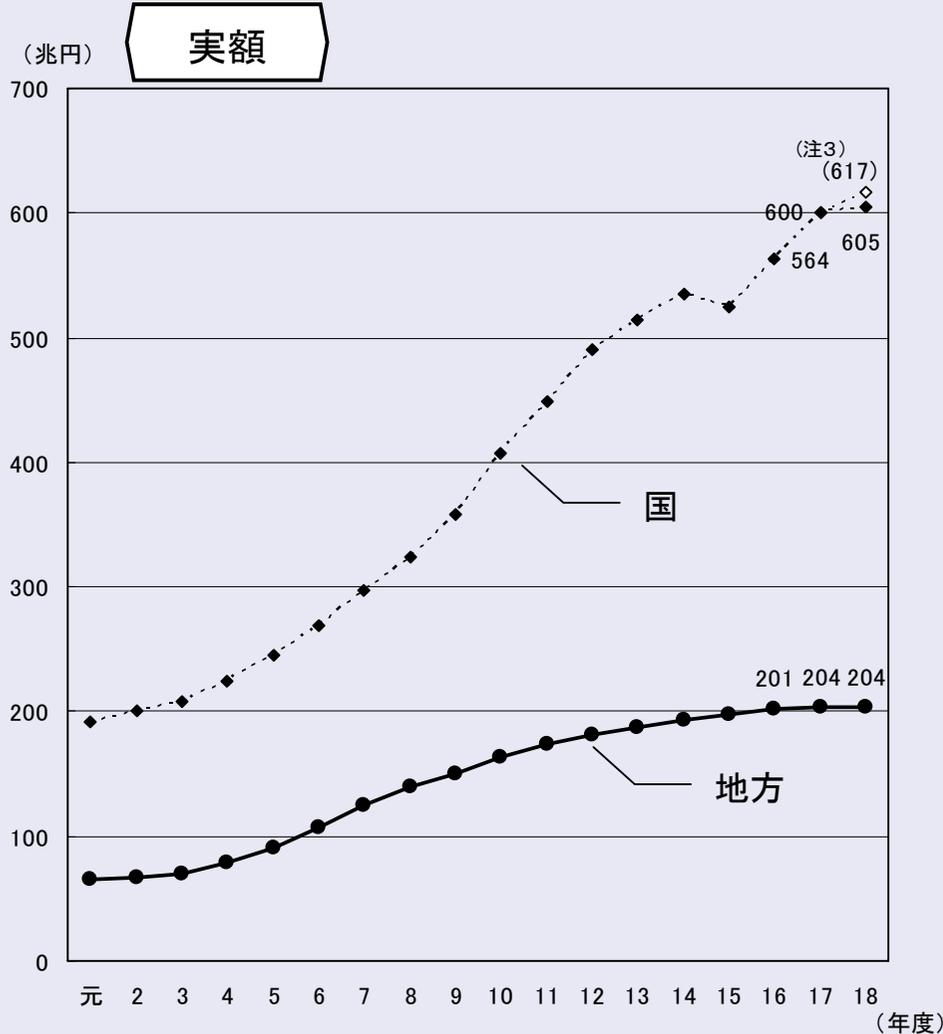


(注) 1. 国：「国債費－公債金収入」（一般会計）（16年度までは決算ベース、17年度は補正予算(案)ベース、18年度政府予算案ベース）

2. 地方：「（公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費）－地方債」（地方財政計画ベース）、18年度は概数

出典：財務省資料

# 国と地方の長期債務残高の推移



- (注) 1. 平成16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額である。  
 2. GDPは、17年度は実績見込み、18年度は政府見通し。  
 3. 平成18年度末見込みの残高は、財政融資資金特別会計の剰余金による買入消却(12兆円)を見込んだ額。なお、カッコ内は仮に買入消却を行わなかった場合の計数。

## 医療給付費の将来見通し (医療制度改革案ベース、平成18年1月)

	2006年度 (平成18) 予算ベース	2010年度 (平成22)	2015年度 (平成27)	2025年度 (平成37)
改革案	27.5 兆円	31.2 兆円	37 兆円	48 兆円
国民所得比	7.3%	7.4% ~ 7.7%	8.0% ~ 8.5%	8.8% ~ 9.7%
GDP比	5.4%	5.4% ~ 5.6%	5.8% ~ 6.1%	6.4% ~ 7.0%
改革実施前	28.5 兆円	33.2 兆円	40 兆円	56 兆円
国民所得比	7.6%	7.9% ~ 8.2%	8.7% ~ 9.2%	10.3% ~ 11.4%
GDP比	5.5%	5.8% ~ 5.9%	6.3% ~ 6.6%	7.5% ~ 8.2%
国民所得	375.6 兆円	403 ~ 420 兆円	432 ~ 461 兆円	492 ~ 540 兆円
GDP	513.9 兆円	558 ~ 576 兆円	601 ~ 634 兆円	684 ~ 742 兆円

(試算の前提)

1. 「改革実施前」は、平成18年度の診療報酬改定及び健康保険法等改正を実施しなかった場合を起算点とし、1人当たり医療費の伸びについては従前通り、70歳未満2.1%、70歳以上3.2%と設定して試算している。
2. 「改革案」は、平成18年度予算を起算点とし、平成18年度の診療報酬改定及び健康保険法等改正の効果を織り込んで試算したもの。
3. 国民所得比及びGDP比の算出に用いた名目経済成長率は、2011年度までは「改革と展望2005(案)」参考試算、2012年度以降は平成16年年金財政再計算の前提を用いて、「基本ケース」及び「リスクケース」の2つのケースを設定している。

### 名目経済成長率の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012~
基本ケース	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
リスクケース	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

# 今後の伸び率の予測

平均伸び率 (年率)	2005～2015 年度	2015～2025 年度
GDP	1.9%	1.6%
高齢化修正GDP	2.5%	1.8%
厚労省2004年5 月推計の医療費	4.1%	3.7%
医療制度改革 (案:2005年1月)	3.4%	2.6%

# 医療費の将来予測

- 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し—平成16年5月推計」
  - 前提:平成16年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%:平成7~11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して推計

## 平成12年度に介護保険導入

- 厚生労働省「国民医療費」
  - 平成12~15年度の実績平均  
1人当たり医療費の伸びは、65歳未満では年率0.67%、65歳以上では年率マイナス0.38%※

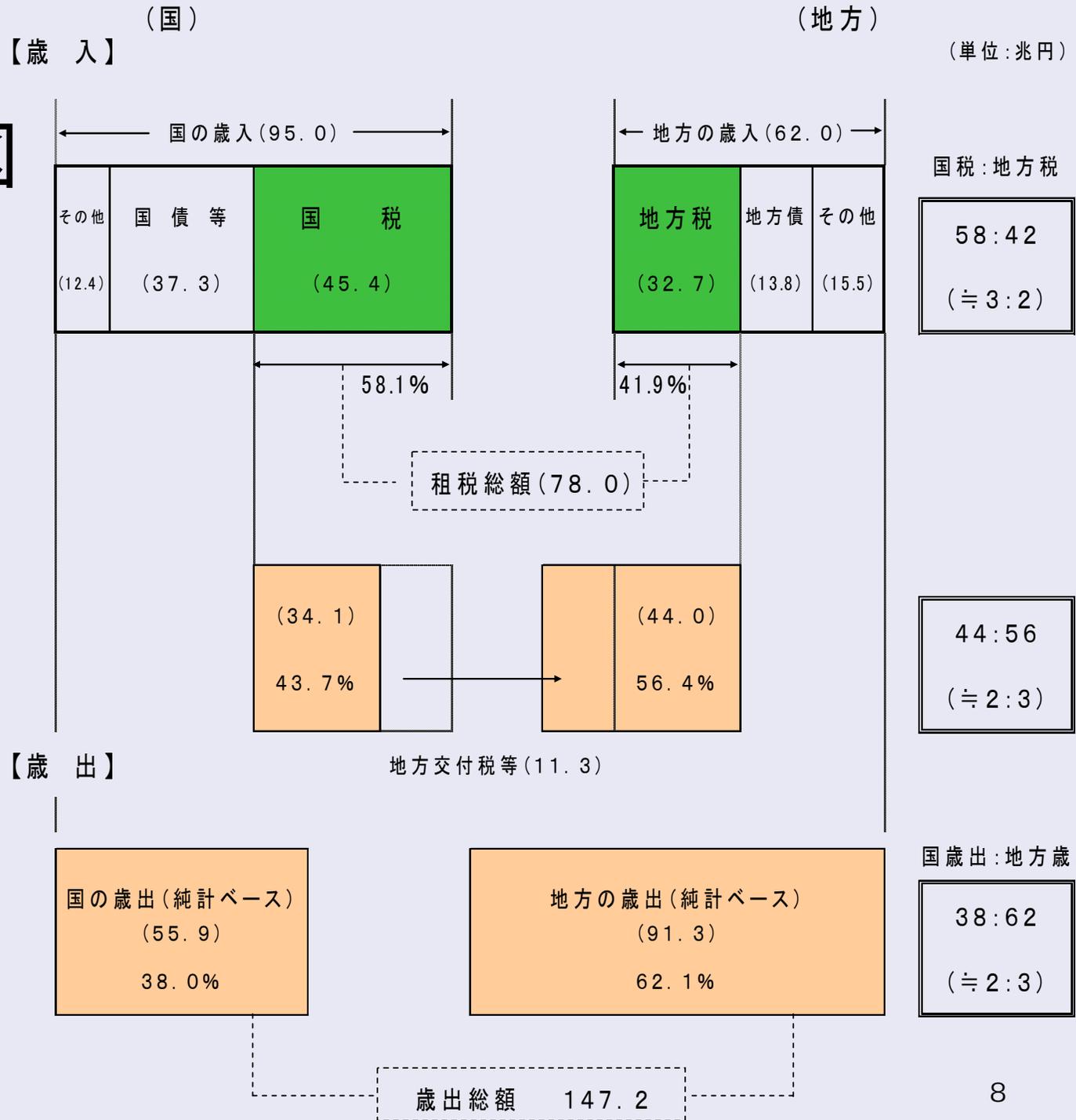
※ただし、老人保健制度において、平成14年10月より5年間で段階的な対象年齢の引上げ(70歳以上から75歳以上)がある

- 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障給付費』
  - 平成12~15年度の実績平均  
1人当たり医療給付費の伸びは、年率0.59%

# 「三位一体改革」の評価

- 「三位一体改革」(国と地方の税財政改革)  
地方分権への方向性は正しい。改革のパーツは良い  
地方の国への過度な財政依存体質は脱却すべし  
地方にも、財政健全化努力は必要
- ただ、国庫補助負担金の削減と税源移譲をパッケージに  
焦点が当たりすぎて、地方交付税の改革がそれらとはやや  
独立してしまった
- 今後は、地方分権の進展と、国と地方の財政健全化(債務  
残高の規模)をにらみながら、国から地方への財政移転の  
規模を見直すことが必要

# 国・地方の 歳入歳出の関係図 (平成15年度決算)



(注) 計数は、決算ベースであり、それぞれ四捨五入によるため、合計が一致しない場合がある。

出典：財務省資料

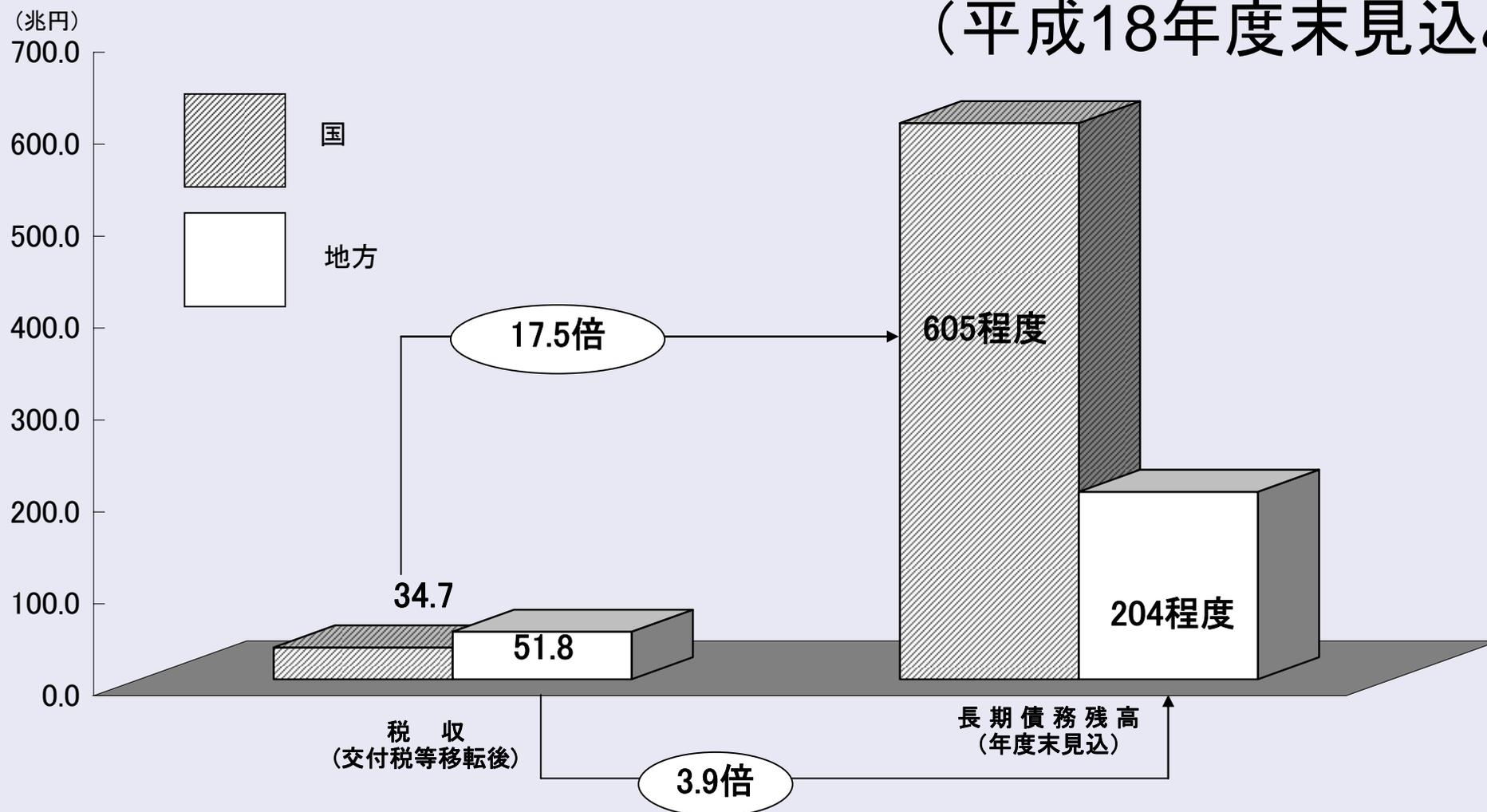
# 基礎的財政収支対GDP比 (SNAベース)

2004年度	国	地方
財政移転前	2.11%	▲5.99%
財政移転対GDP比 (うち地方交付税)	6.50% → (3.34%)	← 0.27%
財政移転後	▲4.12%	0.24%

資料：内閣府経済社会総合研究所「平成16年度国民経済計算」

# 国と地方の債務残高と税収の比率

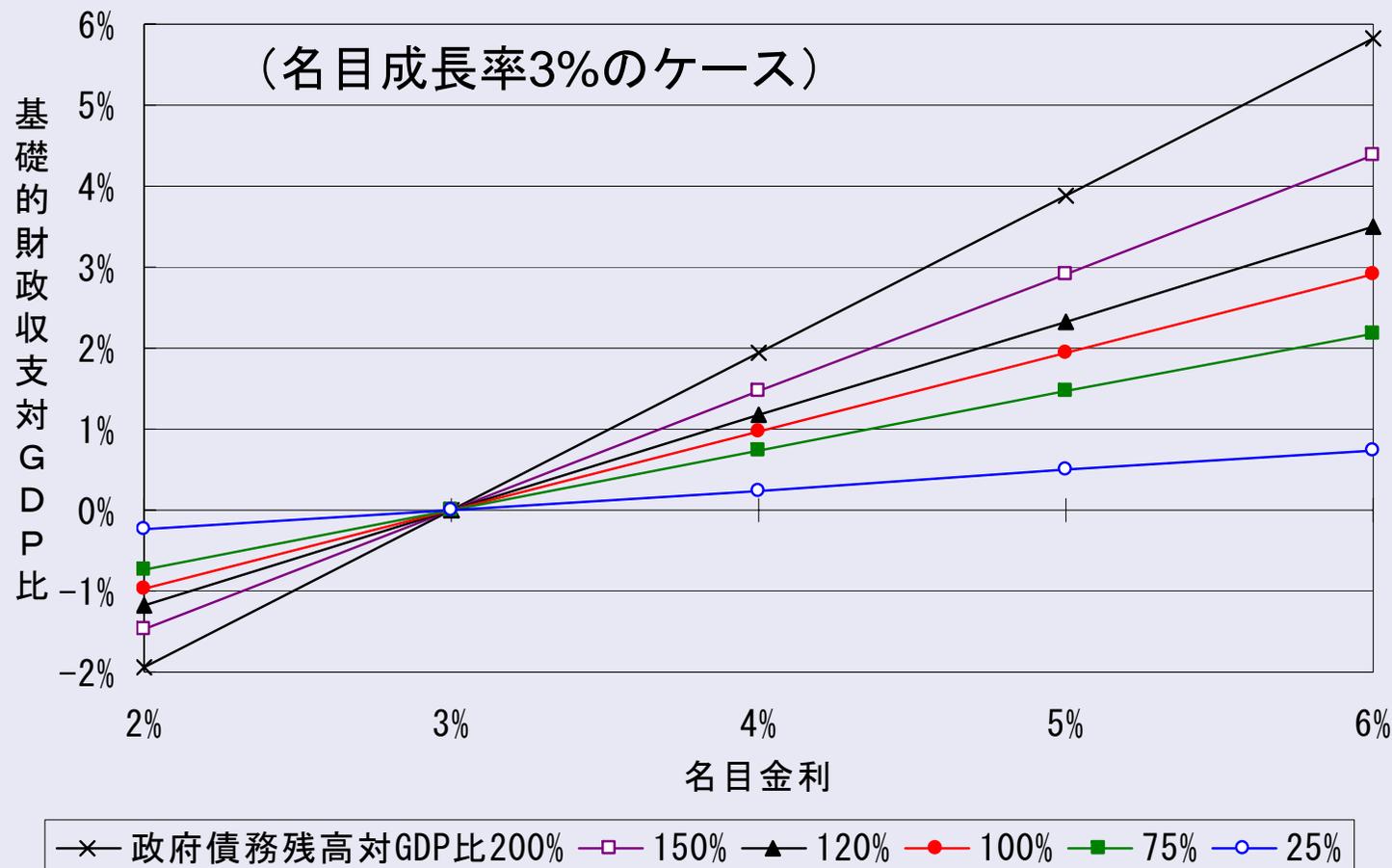
(平成18年度末見込み)



- (注) 1. 国税収は特会諸税を含む  
2. 地方税収は、地方財政計画ベースの見込額+地方財政計画外税収  
3. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数

出典：財務省資料

# 目標とする債務残高対GDP比(定常状態)を維持するのに必要な基礎的財政収支対GDP比



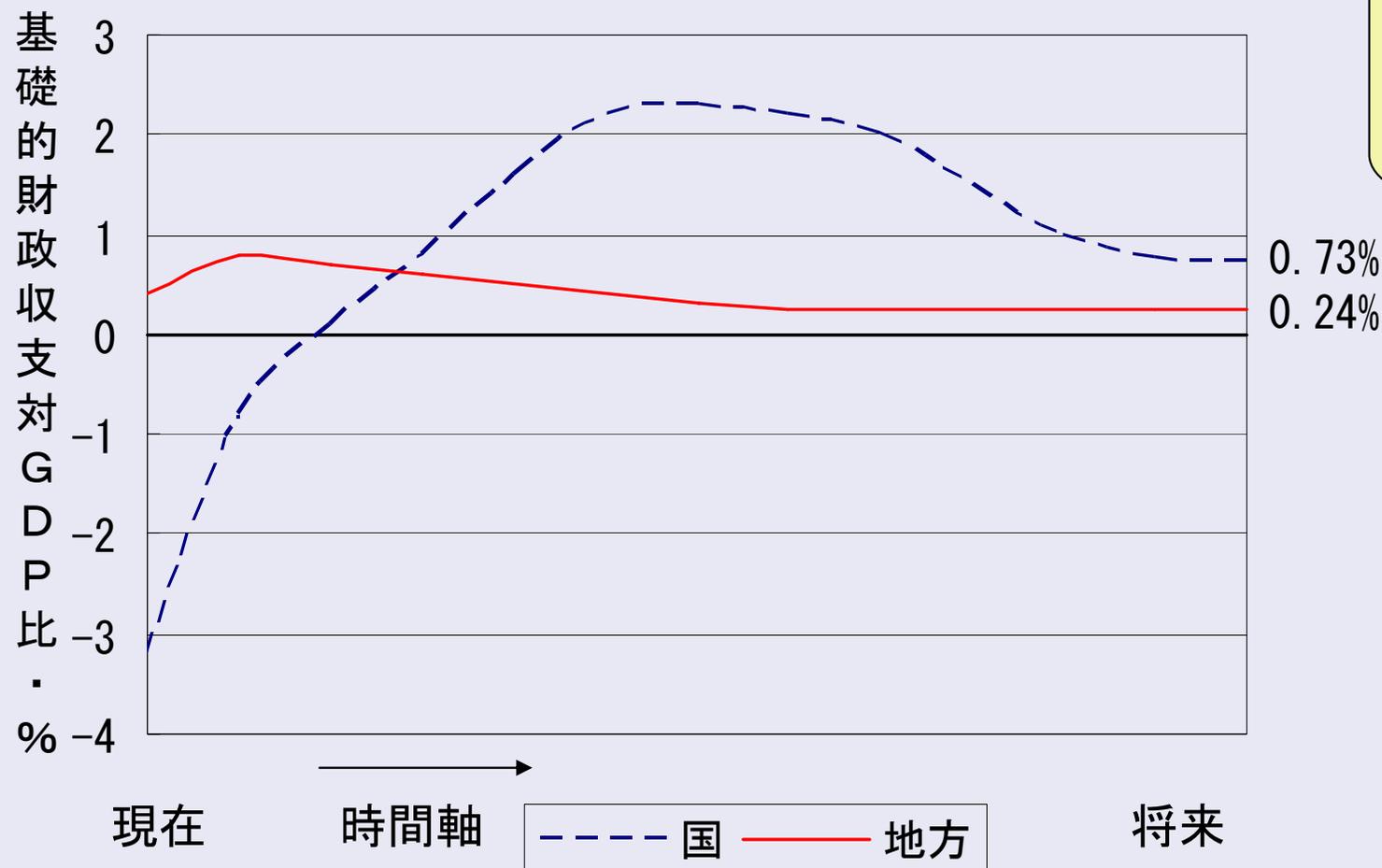
(注) 1. 上の図は、政策目標とする債務残高対GDP比を毎年度維持するために必要とする基礎的財政収支対GDP比を示したものである。目標水準より高い水準から目標水準に到達するまでの移行過程では、上の図で示した値よりも高い基礎的財政収支対GDP比を確保しなければならない。

2. 上の図の値の導出は、本稿最末尾のスライドを参照

# 必要とする基礎的財政収支黒字対GDP比

- 基礎的財政収支(プライマリーバランス: PB)がゼロになっただけでは、毎年、利払費の分だけ公債残高が増加し、財政健全化を達成したことになっていない
- PB黒字が利払費以上の額にならないと、公債残高は減少しない
- 金利と成長率の差が2倍になると、目標達成(定常状態)にむけて必要とするPB黒字は2倍多く確保しなければならない
- 国、地方それぞれで、目標達成にむけて必要とするPB対GDP比は、それぞれが到達する政府債務残高対GDP比の大きさに比例する
- 仮に、目標とする国と地方の政府債務残高対GDP比を100%とし、そのうち国の政府債務残高対GDP比を75%、地方の政府債務残高対GDP比を25%としたならば、それを維持するのに必要なPB黒字対GDP比の大きさは、地方を1とすると、国は3である

# 国と地方の基礎的財政収支対GDP比の推移 (数値例・イメージ)



この場合、必要とする基礎的財政収支の国と地方の比は、  
国：地方 = 3：1

<設定>

名目成長率3%、  
名目長期金利4%、  
政策目標とする債務残高対GDP比は、国が75%、地方が25%

(注) 政策目標とする債務残高対GDP比を毎年度維持するために必要とする基礎的財政収支対GDP比の導出は、本稿最末尾のスライドを参照

## <注> 目標(定常状態)として到達する政府債務残高対GDP比とその水準を維持するのに必要とする基礎的財政収支対GDP比

基礎的財政収支は、

基礎的財政収支 = 税金等 - 一般歳出 = 公債費 - 公債発行収入

である。ここで、公債費 = 公債償還費 + 利払費と表せ、利払費 = 公債利率 × 前年度末公債残高、そして公債発行収入 - 公債償還費 = 今年度末公債残高 - 前年度末公債残高と表せる。したがって、

基礎的財政収支 = (1 + 公債利率) × 前年度末公債残高 - 今年度末公債残高と表せる。

この式の両辺を名目 GDP で割って、対 GDP 比に直すと、

$$s_t = \frac{1+r_t}{1+g_t} d_{t-1} - d_t \quad (1)$$

と表せる。ここで、 $d_t$  を  $t$  年度末公債残高対 GDP 比、 $s_t$  を基礎的財政収支対 GDP 比、 $r_t$  を名目金利、 $g_t$  を名目経済成長率とする。

ここで、目標とする政府債務残高対 GDP 比を  $d$  として、この水準を維持するにのどの程度の基礎的財政収支対 GDP 比が必要かをみよう。(1)式で、 $d_{t-1} = d_t = d$  とする定常状態において、

$$s_t = \frac{r_t - g_t}{1 + g_t} d \quad (2)$$

が成り立つ。